

アジア子会社管理における「不正リスク」への対応法

～不正リスクの3類型（意図的な、意図的でない、そもそも不正ではない）の事例分析と防止策のポイント～

- 日 時● 2019年 7月 29日（月）13:30～17:00
- 会 場● 東京・麹町『企業研究会セミナールーム』

講師 西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 渋谷 卓司 氏

【講師紹介】慶應義塾大学法学部卒。ジュネーブ国際大学MBA修了。1992年から2010年まで検事。東京地検特捜部等で重大経済犯罪、汚職等の捜査・裁判に従事したほか、法務省刑事局(刑事法制課、国際課)、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部で、OECD 外国公務員贈賄防止作業部会対日条約審査対応、国際捜査協力等の渉外業務に従事。2010年4月弁護士登録後は、危機管理弁護士として、国際カルテル対応、会計不正等の調査・当局対応、海外子会社等における不正調査・法的対処、贈賄防止体制構築支援等、企業が直面する様々な問題事象への対応をサポート。

◆ 開催にあたって

アジア子会社管理における不正リスクには、異国での重い職責や権限・業務の集中などから、自ら不正な取引や贈賄行為に手を染めてしまう「意図的な」不正の他、ローカルな法知識の不足や法文の構造の分かり難さ、解釈と運用のギャップなどから、悪いことと思わずに行ってしまう「意図的でない」不正もあります。さらには、現地のビジネスパートナーや競争相手による根拠のない内部告発や、行政当局への虚偽申告・虚偽告訴、メディアを悪用した刑事事件化などの「罠」＝「そもそも不正ではない」不正（問題）もあり、その内実は様々です。本講座では、アジア子会社管理において注意すべき不正リスク（現地ならではのリスク）を類型化し、それぞれの発生原因と発生後の対処法、防止策（対抗策）について、実際に起こりうる事例を分析しつつ検証していきます。

【申込方法】 当会ホームページ（<https://www.bri.or.jp>）からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	32,400円(本体価格 30,000円)	一般	35,640円(本体価格 33,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191236-0302		アジア子会社管理における「不正リスク」への対応法	
ふりがな 会社名			
住 所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 役 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させていただきます。

- 正会員の登録の有無など、よくあるご質問（FAQ）は当会ホームページでご確認いただけます。（[TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]）
- お申込み後（開催日1週間～10日前までに）受講票・請求書をお送り致します。
- お申込み後のキャンセルは原則お受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合は、代理出席をお願い致します。
- 【お申込・お問合わせ先】 企業研究会 第1研究事業グループ 担当/上島（カミジマ） E-mail:kamiijima@bri.or.jp
TEL: 03-5215-3511（代表） FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町 5-7-2 MFPR 麹町ビル2F
- ※DMの停止・登録情報変更は、①当会ホームページ右下「変更フォーム」、又は、②専用ダイヤル【03-5215-3512】にてご連絡ください。

・プログラム・

1. アジア子会社管理において注意すべき不正リスクの3類型

- (1) 「意図的な」不正、「意図的でない」不正、「そもそも不正ではない」不正（問題）
- (2) アジア子会社における不正のトライアングル（動機・プレッシャー／機会／正当化）
 - ・異国での小所帯の勤務（重い職責）、権限・業務の集中、異なる生活習慣・文化、など
 - ・贈答文化やビジネスの慣習としての接待・贈答他、国内とは比較にならないほど存在する贈賄誘因
 - ・「現地では当たり前」「向こうから要求してきた」「よそもやっている」、など

2. 「意図的な」不正リスクへの対応法

【事 例】 現地企業間において不正疑惑のある取引が発覚したケース

A社（日本本社）法務部は国内取引先B社から下記連絡を受けた。
B社：「社内監査の結果、当社C国支店（支店長P）の現地社員Qが、貴社C国支店営業部に発行した請求書に記載された役務が実際には提供された形跡がないことが発覚した。当該役務は現地業者Dに下請に出して提供したとされ、貴社から当社に入金された現金は当社からDに入金処理がされていた。Dに確認したところ、DはQの依頼で口座を貸しただけで、入金現金はQに渡したとのことだった。なお、Qは本件後退職している。」 A社C国支店の支店長X、営業部長Yに対し、A社はどのように対処すべきか。

- (1) どのような体制で対処するか（現地任せにした場合の問題点と想定される帰結）
- (2) 事実調査を行う際、現地法律事務所を使う際の留意点
- (3) 調査結果に基づく対処（損害賠償請求、刑事告訴を検討する場合）
- (4) 防止策のポイント

3. 「意図的でない」不正リスクへの対処法

(1) 意図的でない不正が発生する原因

【事例1】 在アジア日系企業が現地企業との取引継続を目的に贈答接待を行ったケース
 ・ローカルな法知識の不足、法文の規定・構造のわかりにくさ、法文と解釈・運用のギャップ
 ・グローバルなコンプライアンス問題における文法 々 米国司法省の見解

(2) 意図的でない不正のシレンマ

【事例2】 在アジア日系企業が金銭等を支払ったコンサルタント等第三者が贈賄行為を行ったケース
 ・本当に「知らなかった」（意図的でない）でも、簡単には信じてもらえない
 ・どのような場合の第三者への支払い等を「怪しい」（要注意）と思うべきか
 ・第三者に金銭等の利益供与を提供した者（利益提供者）が責任と問われる場合は
 ・第三者が贈賄することを知っていたか（許容していたか）が判断される客観的な状況の例

(3) 防止策のポイント

4. 「そもそも不正ではない」不正リスク ～海外ならではのリアルリスク（でっち上げ）～

(1) そもそも不正ではない不正（問題）が発生する原因

【事 例】 現地の合併パートナー（又は契約相手）が交渉を有利に進める為、当局やメディアを悪用した刑事事件化など、「場外乱闘」を仕掛けてくるケース
 ・ビジネスパートナー、競争相手、内部者、当局等による「罠」と陥れる手段（根拠のない内部告発、行政当局への虚偽申告・虚偽告訴、メディアを使った攻撃など）
 ・立法の限界（曖昧な法令、裁量的解釈等）、司法の問題、民事事件への検察・警察の関与と権限
 ・日本と異なる社会的要素（メディア利用の容易さ、腐敗の問題、脅迫・名誉棄損・プライバシー等）

(2) 防止策（対抗策）のポイント

裏面もご覧下さい！ 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。